

平成 23 年度第 2 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 23 年度第 2 回仁淀川町農業委員会を平成 23 年 7 月 28 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 16 名

(事務局) 3 名

欠席委員 5 名

3. 議案

議案第 3 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（5 件）

議案第 4 号…非農地証明願の審議について（3 件）

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 平成 23 年度第 2 回農業委員会総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 16 名、在任委員 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員（●●●● ●●●●）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 3 号

（農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について）

○受付第 3 号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●●の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 124 m²

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員　●●●●委員]

7月21日に、地区担当農業委員、譲受人 ●●●●さん、事務局の立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第4号（使用貸借）

[事務局 ●●説明]

設定者は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

被設定者は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 896 m²

使用貸借による権利で設定期間は3年間となっています。

[地区担当農業委員　●●●●委員]

7月23日に、地区担当農業委員、事務局、設定者 ●●●●さん、被設定者 ●●●●さん 両者立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が、次の案件受付第5号と合わせて10アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借による権利の設定は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 5 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畳で、面積 85 m²

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7月 23 日に、先ほどの使用貸借の案件と合わせて、地区担当農業委員、事務局、設定者 ●●

●●さん、被設定者 ●●●●さん 両者立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が、前の案件受付第 4 号と合わせて 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 6 号 (使用貸借)

[事務局 ●●説明]

設定者は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

被設定者は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●● 面積 357 m²

●●●番	面積 21 m ²
●●●番	面積 141 m ²
●●●番	面積 183 m ²
●●●番	面積 104 m ²
●●●番	面積 17 m ²
●●●番	面積 17 m ²
●●●番	面積 18 m ²
●●●番	面積 56 m ²
●●●番	面積 32 m ²

●●●番 面積 33 m²

以上 11 筆で、合計面積 979 m² 全て台帳現況ともに畠となっております。

使用貸借による権利で設定期間は 3 年間となっています。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

地区担当農業委員、事務局、設定者 ●●●●さん、被設定者 ●●●●さん 両者立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する ●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する ●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する ●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する ●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する ●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が、次の受付第 7 号と合わせて 10 アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借による権利の設定は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 7 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町 ●●●番地の ●●●●さんは、 ●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町 ●●●番地の ●●●●さんは、 ●●歳、農業

土地の所在は、 ●●●番 台帳・現況とも畠で、面積 67 m²

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

先ほどの案件と合わせて、地区担当農業委員、事務局、設定者 ●●●●さん、被設定者 ●●

●●さん 両者立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する ●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する ●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する ●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する ●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する ●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が、前の案件受付第 6 号と合わせて 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第 4 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 1 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●番 台帳は畠、現況は山林で面積 5,771 m²

●●●番 台帳は畠、現況は山林で面積 812 m²

●●●番 台帳は畠、現況は山林で面積 46 m²

●●●番 台帳は畠、現況は山林で面積 2,132 m²

●●●番 台帳は畠、現況は山林で面積 317 m²

●●●番 台帳は畠、現況は山林で面積 261 m²

以上 6 筆で合計面積 9,339 m²となっています。

いずれも現地は昭和 50 年から山林となっており、次のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7 月 21 日に、地区担当農業委員、事務局で、現地確認を行う。

申請土地は、台帳地目は畠であるが、平成 50 年頃より、次の写真のとおり山林となっていることを確認しました。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

○受付第 2 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●番 台帳は畠、現況は雑種地で面積 445 m²

●●●番 台帳は畠、現況は雑種地で面積 395 m²

以上 2 筆で合計面積 840 m²となっています。

いずれも現地は平成 10 年から雑草木となっており、次のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7 月 1 日に、地区担当農業委員、事務局で、現地確認を行う。

申請土地は、台帳地目は畠であるが、平成 10 年頃より、次の写真のとおり雑草木となっていることを確認しました。この土地は、昨年度耕作放棄地の現地調査でみなさんで確認した土地

です。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

○受付第3号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●番 台帳は田、現況は雑種地で面積 840 m²

現地は平成9年から雑草木となっており、次のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7月1日に、地区担当農業委員、事務局で、現地確認を行う。

さきほどの案件と合わせて現地確認を行いました。

申請土地は、台帳地目は畠であるが、平成9年頃より、次の写真のとおり雑草木となっていることを確認しました。この土地も、昨年度耕作放棄地の現地調査でみなさんが確認した土地です。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

その他

1 平成23年度農業委員会全員研修会について

事務局 ●●より説明。

8月24日（水）午後1時から午後4時 「ウェルサンピア高知」において、農業委員全員研修会が開催される。昨年度同様に、公民館前集合で、バスで送迎する。

（集合時間が昼前となるので、昼食を途中でとるのか、家で食べてくるのか協議し、家で食べてから集合となる。）

公民館への集合は午前11時30分となる。

案内文を後日発送。

会長 以上で平成23年度第2回農業委員会を閉会する。

閉会 午前9時55分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員